

Welcome to Tochigi!

North of Tokyo



栃木県を巡るインバウンドツアーの造成で 基本補助 **5,000円/人**、ゴルフ補助 **8,000円/人**

旅行対象期間：2026年4月1日(水)～2027年3月1日(月)

受付期間：2026年7月13日(月)～2027年2月1日(月)

2026年4月1日(水)～7月12日(日)に実施される本県ツアーについては7月13日(月)以降に遡及適用分として受付いたします。
受付開始後1か月以内(2026年8月12日(水))までにご申請ください。

補助対象者 日本国内に営業所を置く、訪日外国人旅行を催行する旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者。

補助条件

共通要件

- 旅行対象期間最終日までに本県ツアーを完了すること。
- 栃木県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- 日本国内の行政機関等の委託により催行する本県ツアーでないこと。
- 申請する本県ツアーについて、他の旅行会社が当該ツアーへの申請を行っていないこと。
- 申請者が企画実施又は各施設の手配及び精算を行うこと。



基本補助要件

- 県内5エリアのうち、2エリア以上の有料観光施設(ゴルフ場を含む。)を利用すること。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、1カ所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含まなければならない。
- 県内における参加者1名あたりの宿泊施設及び有料観光施設の利用料金の合計額が平均して20,000円(税込)以上であること。
- 参加者が10名以上であること。

補助額

5,000円
× 参加者数

限度額
(1ツアーあたり)
500,000円

ゴルフ補助要件

- 県内のゴルフ場を2カ所以上利用すること。
- 県内5エリアのうち、2エリア以上の有料観光施設(ゴルフ場を含まない。)を利用すること。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、1カ所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含まなければならない。
- 県内における参加者1名あたりの宿泊施設、有料観光施設及びゴルフ場の利用料金の合計額が平均して40,000円(税込)以上であること。
- 参加者が6名以上であること。

補助額

8,000円
× 参加者数

限度額
(1ツアーあたり)
800,000円

※1ツアーにおける基本補助とゴルフ補助の併用はできません。



1社あたりの上限額 3,000,000円 ※予算がなくなり次第終了となります。

申請する際は、実施要綱、交付要領、申請マニュアルで補助条件や申請方法をよく確認して申請してください。
左の二次元バーコードより公式サイトへ移動し、申請書類をダウンロードしてください。

<https://tochigi-kaigaiyukyaku-zouseisien.com>

● エリア構成市町

日光	日光市
那須	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
県央	宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町



補助金交付申請～受給までの流れ

旅行出発前

申請者

申請者は原則として本県ツアー開始予定日の前日までに以下の書類を事務局に提出(メール)

- (1) 補助金交付申請書(様式第1)
- (2) 誓約書(様式第1別紙1)
- (3) ツアー行程表(任意様式)
- (4) 補助金の受取りに指定する事業者名義(個人事業者の場合は代表者名義)の日本国内の金融機関口座の通帳の写し(インターネットバンキングの場合は、振込先が分かる画面のキャプチャーでも可)
- (5) 旅行業法第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面の写し
- (6) ツアーを企画する旅行業者等との契約関係書類(ツアーの手配を請け負う場合のみ)

↓ 1か月以内

事務局

審査の上、補助要件に適合した場合申請者に通知
申請内容や書類に不備があった場合は追加資料などの提示を求めます。

申請者

交付申請が完了
(申請を変更または取下げ・中止(廃止)する場合は、速やかに連絡すること。)

旅行終了後

申請者

申請者は、本県ツアー終了日から10日以内に以下の書類を事務局に提出(原本もしくはメール)

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8)
- (2) ツアー最終行程表(任意様式)
- (3) 宿泊利用確定証明書(様式第8別紙1)
- (4) 有料観光施設利用確定証明書(様式第8別紙2)
- (5) ツアー参加者名簿(任意様式)



↓ 1か月以内

事務局

審査の上、補助金額を確定し、申請者に通知
報告内容や書類に不備があった場合は追加資料などの提示を求めます。

申請者

申請者は、額の確定通知を受領してから10日以内に以下の書類を事務局に提出(メール)

- (1) 交付請求書(様式第10)
- (2) 交付決定通知書の写
- (3) 交付額の確定通知書の写



申請者

補助金の受給(請求書送付から原則1か月以内に振り込みます。)

問合せ先

栃木県訪日旅行商品造成支援事業事務局(株式会社日本旅行宇都宮支店内)

営業日(受付時間): 平日(月)～(金) 10:00～17:00

土・日、祝日、年末年始(12/26～1/3)は営業時間外となります。

問合せ方法:メールでお問い合わせください。tochigi_hounichi@nta.co.jp TEL:028-346-4171

